

(介 50)

平成 28 年 6 月 1 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震により被災した事業者に係る
介護職員処遇改善加算の取扱いについて

今般、平成 28 年熊本地震により被災した事業所に関する、介護職員処遇改善加算に係る事務の取扱いについて、厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

内容といたしましては、1 点目として、賃金改善計画における賃金改善実施期間を本年 4 月以降までに設定している事業者においては、被災により、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されることから、処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとされております。

2 点目といたしましては、実績報告書は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに都道府県知事等に対して提出することとなっておりますが、被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 28 年熊本地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善加算の取扱いについて
(平 28. 5. 31 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡

平成28年5月31日

日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成28年熊本地震により被災した事業者に係る
介護職員処遇改善加算の取扱いについて

標記について、平成28年熊本地震により被災した事業所に関する、介護職員処遇改善加算に係る事務の取扱いについて、別添のとおり各都道府県宛に事務連絡を発出いたしました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
平成28年5月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局振興課
老人保健課

平成28年熊本地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善加算の取扱いについて

平成28年熊本地震により被災した事業所に関する、介護職員処遇改善加算（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、当該事業において介護職員処遇改善加算相当の事業を実施している場合を含む。）に係る事務の取扱いについて、下記の通り取り扱うこととしたので、特段の配慮をお願いするとともに、今般の地震による被災事業者に対する介護職員処遇改善加算の取扱いについては、被災した事業者の賃金改善の実施状況等を考慮の上、都道府県等の判断において適宜必要な対応を図られるようお願いいたします。

本件については、貴管内市町村、サービス事業者等に対しても、情報提供方をよろしく願いいたします。

記

1 賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合について

賃金改善計画における賃金改善実施期間を平成28年4月以降までに設定している処遇改善加算の申請事業者においては、今般の地震で被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されるところである。

こうした事業者については、今般の地震により被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。

2 実績報告書の取扱いについて

平成28年熊本地震により被災した介護職員処遇改善加算の対象となる事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。